４　応募申請資料について		
項番	質問	回答
30	■【事業計画書】＊事業の概要 協働する担当課は必要ですか？	必要です。 パートナーとなる担当課がいないと助成を受けることはできません。 また、パートナーとなる担当課と信頼関係を構築することが重要ですので、申請前に事業内容を担当課へ御相談いただくことを推奨しています。
31	■【事業計画書】５　市との協働に期待すること 市に協力、支援、実現してほしいことについて、どういったことが想定されますか？	以下のとおりです。 事業内容、協働相手となる担当課によって異なりますので、担当課へ御相談いただくことを推奨しています。 過年度事業の事業計画書については、市HPの各年度の事業紹介ページに掲載しておりますので、御確認ください。 [例] ■市が持つ人的な（ノウハウ等）資源による協力・支援 ・公平公正な視点による事業への提案・サポート ・イベントスタッフとしての人的な運営協力 ■市が持つ施設などの資源による協力・支援 ・公共施設の優先予約 ■市が持つ発信力・情報（提供）の資源による協力・支援 ・市報・webサイトによる周知 ・公共施設でのチラシ配布 ・市SNSでの拡散 ■その他 ・市以外の主体（学校・事業者等）との連携支援
32	■【事業計画書】５　市との協働に期待すること 項目が４つありますが、すべて埋める必要がありますか？	ありません。 希望するものに限り記載してください。
33	■【事業計画書】６　助成終了後の事業展開 １回で終了する事業のため、助成終了後の事業展開はありません。記載しなくてよいですか？	記載することを推奨します。 事業採択の審査にあたっては、”発展性”を１つの基準として審査します。事業の展開、自立事業への見込み等を検討いただくことで、採択の可能性を高めることができます。 また、計画書に記載した目的が、単年度の取組で達成されるものかどうか、十分な検討をしてください。

34	■【無報酬で事業に参加する市民の誓約シート】 労力換算額が1人1時間あたり500円とありますが、団体が助成金の中から無償のスタッフに1人1時間あたり500円を支払うことができるということですか？	支払うことはできません。 助成金限度額を引き上げるための計算に使用する金額です。 事業に対して市民の皆さんが無償で労力を提供した場合、1人1時間あたり500円として労力換算した金額を、自己資金の3倍の額に上乗せして、助成金限度額を増額させることができます。 （例） ①団体自己資金50,000円の場合 →50,000円×3倍=**150,000円を上限として助成金の申請が可能** **→総額200,000円の事業が実施可能（団体負担50,000円・助成金150,000円）** ②団体資金50,000円、10人のスタッフが4回（各回3時間）イベントのために無償で労力を提供した場合 →50,000円×3倍=150,000円 10人×4回×3時間×500円=60,000円 **合計210,000円を上限として助成金の申請が可能** **→総額260,000円の事業が実施可能（団体負担50,000円・助成金210,000円）**
35	■【無報酬で事業に参加する市民の誓約シート】 団体スタッフが自宅で１人で事業周知のためのチラシを作成しました。この場合、労力換算額として計上することはできますか？	計上できません。 無償の労力として計上できるものは、事業に貢献する労力であっても、あらかじめ計画書に記載した複数人が参加する団体主催の催事等に限定しています。 そのため、無償の労力であっても、１人で行った作業等に係る労力は、計上することができませんので御注意ください。
36	■【無報酬で事業に参加する市民の誓約シート】 提出する際には自署または記名押印は必要ですか？	応募申請・交付申請時は不要です。 なお、事業終了後、実績報告書を提出していただく際には自署または記名押印したものの写しを御提出ください。